

トルコ館管理・運営に関するサウンディング型市場調査実施要領

1. 調査の目的

寒河江市が所有する「トルコ館」について、施設の有効活用や魅力向上、持続可能な運営方法等を検討するため、民間事業者等との対話を通じて、施設の利活用や運営に関するアイデア、事業の可能性、参入条件等について幅広く意見を聴取する「サウンディング型市場調査」を実施します。

本調査は、民間事業者等の自由な発想やノウハウを取り入れながら、トルコの文化・観光等の情報発信拠点としての機能を活かしつつ、より効果的・魅力的な施設運営の可能性を検討することを目的とします。

2. 対象施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	トルコ館
所 在 地	寒河江市大字八鍬字川原 919-6 道の駅寒河江チェリーランド内
所 有 者	寒河江市
施 設 の 概 要	木造一部2階建、延床面積 268.54 m ²
主 な 用 途	トルコに関する文化・観光等の情報発信、交流等
そ の 他	詳細については、別紙「施設概要資料」を参照

3. スケジュール

項 目	日 程
実 施 要 領 の 公 表	令和8年 9月14日
サウンディング参加申込受付	令和8年 9月14日 ～ 9月30日
事前説明・現地見学会の開催	令和8年10月14日（予定）
サウンディングの実施	令和8年10月19日 ～ 10月30日
結 果 概 要 の 公 表	令和9年 1月20日頃

※日程については、応募状況等により変更する場合があります。

4. サウンディングの内容

下記の項目を基本としますが、これらに限らず、トルコ館の利活用や運営について、自由なご提案・ご意見をお聞かせください。

（1）施設の利活用について

- トルコ館の特徴や既存機能を活かした活用方法
- トルコの文化・観光等の情報発信機能の充実
- 市民や観光客等の交流・集客につながる活用方法
- 民間事業者等による新たな事業展開の可能性

(2) 運営方法について

- 民間事業者等による施設運営の可能性
- 指定管理者制度、業務委託、その他の運営手法についての意見
- 効果的・効率的な施設運営の方法
- 必要となる人員体制や管理方法

(3) 事業性について

- 想定される事業内容・サービス
- 事業実施に必要な条件
- 収益確保の可能性や収支の考え方
- 民間事業者が参入する場合の条件・課題

(4) 施設整備等について

- 改修・整備更新等の必要性
- 魅力向上や利用促進のために必要な整備
- 改修等に係る費用負担整備方法についての意見

(5) その他

- 施設の有効活用に関する自由な提案
- 事業化に向けて市に求める支援・条件
- その他、トルコ館の今後のあり方に関する意見

5. サウンディングの手続き

(1) 参加対象者

トルコ館の利活用や運営等に関心があり、事業の実施主体となる意向を有する法人又は複数の法人で構成されるグループを対象とし、個人及び個人事業主は対象外とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は（暴力団排除条例等）に該当する者
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) 参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、所定の「(様式 1) 参加申込書兼誓約書」を提出してください。

(3) 対話の実施

- 対面またはオンラインによる個別対話形式で実施します。
- 1 事業者あたり 1 時間程度を予定します。
- 参加者からの説明資料等の提出は任意とします。

○提案内容について、市から質問・確認を行う場合があります。

(4) 結果の公表

サウンディングの実施結果については、施設の運営方法等を検討するための参考として、概要を市ホームページ等で公表します。

なお、公表にあたっては、参加事業者の名称や個別の提案内容など、事前に参加者の確認を得ることなく、特定の事業者が識別される情報は原則として公表しません。

6. 留意事項

- (1) 本調査は事業者等の意見や提案を把握することを目的とするものであり、事業者の選定や契約を行うものではありません。
- (2) 本調査への参加及び提案に要する費用は、参加者の負担とします。
- (3) 本調査への参加実績は、施設において事業等を実施する場合の事業者選定において、必ずしも優位性を持つものではありません。
- (4) 本調査で得られた意見・提案は、施設の利活用や運営内容等を検討する際の参考としますが、必ずしも事業化を行うものではありません。
- (5) 参加者から提出された資料等については、原則として返却いたしません。
- (6) 本調査において知り得た市の情報については、適切に取り扱うものとします。
- (7) その他、本調査の実施に必要な事項については、市と参加者との協議により定めます。

7. 問い合わせ先

山形県寒河江市企画戦略課

〒991-8601 寒河江市中央一丁目9番45号

TEL : 0237-85-1413

E-Mail : seisaku@city.sagae.yamagata.jp